

沖縄労働局発表
平成24年11月13日

担 当	沖縄労働局総務部企画室 企画室長 仲間久雄 室長補佐 嘉手納尚 (労働紛争調整官 嘉数剛) 電話：098-868-4403
--------	---

『いじめ・嫌がらせ』の相談が37.4%増

－平成24年度上半期の総合労働相談件数－

平成24年4月～9月に沖縄労働局管内の総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は4,960件であった。労働基準法などの労働関係法令違反を伴わない個別労働紛争相談（民事的トラブル）は1,658件で、そのうち、「いじめ・嫌がらせ」（パワーハラスメントを含む）の相談が239件と前年同期より37.4%増加している。

沖縄労働局では総務部企画室にいじめ・嫌がらせ、パワハラ等を担当する専門の相談員を配置しており、広く利用を呼びかけている。

1. 総合労働相談件数	4,960件（対前年同時期比 1.7%減）
2. 個別労働紛争相談	1,658件（対前年同時期比 5.5%増）
「解雇」の相談	439件（対前年同時期比21.3%増）
「労働条件の引下げ（賃金等）」の相談	258件（対前年同時期比 2.4%増）
「いじめ・嫌がらせ」の相談	239件（対前年同時期比37.4%増）

注：総合労働相談コーナー

労働問題については関連情報を入手したり相談することにより紛争を未然に防止、または早期に解決することができます。

このため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、沖縄労働局管内6箇所「総合労働相談コーナー」を設置して総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナー（沖縄労働局及び各労働基準監督署に設置。各コーナーの電話番号は以下のとおり。予約不要。平日9:00～17:00。

局：868-6060、那覇：868-8008、沖縄：982-1400

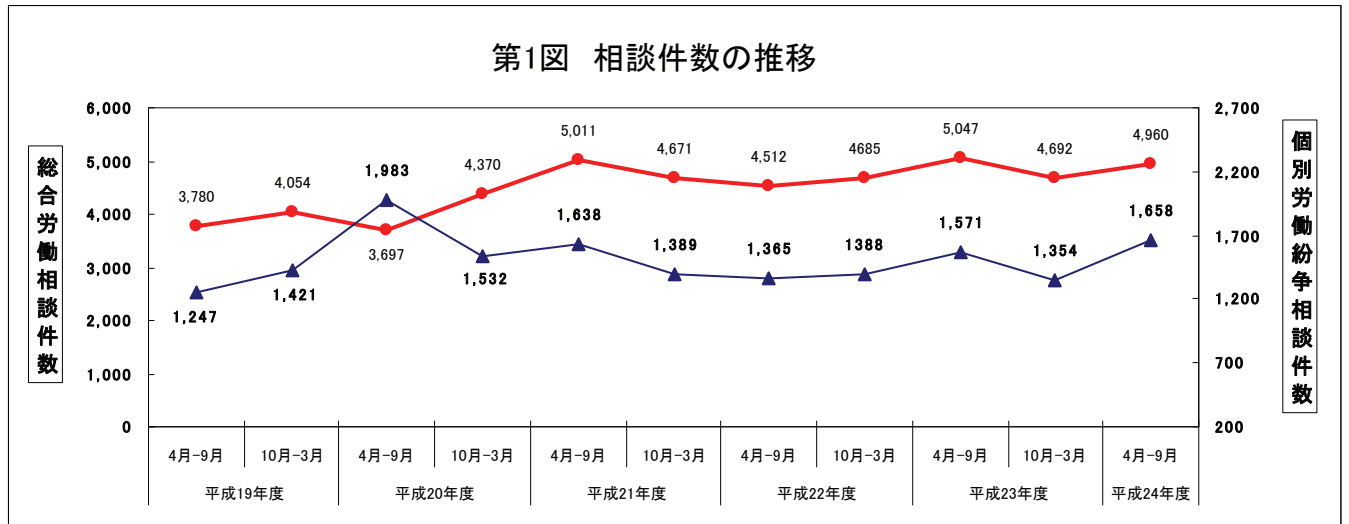
名護：0980-52-2691、宮古：0980-72-2303

八重山：0980-82-2344

1. 相談受付状況（第1図参照）

総合労働相談コーナーに寄せられた平成24年度上半期の労働相談は、4,960件と、昨年度同時期に比べ1.7%減（前年比87件減）となったが、依然として高止まり傾向が続いている。

また、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラ等のいわゆる民事的トラブルである「個別労働紛争」は1,658件で対前年比5.5%の増加（87件増）であった。

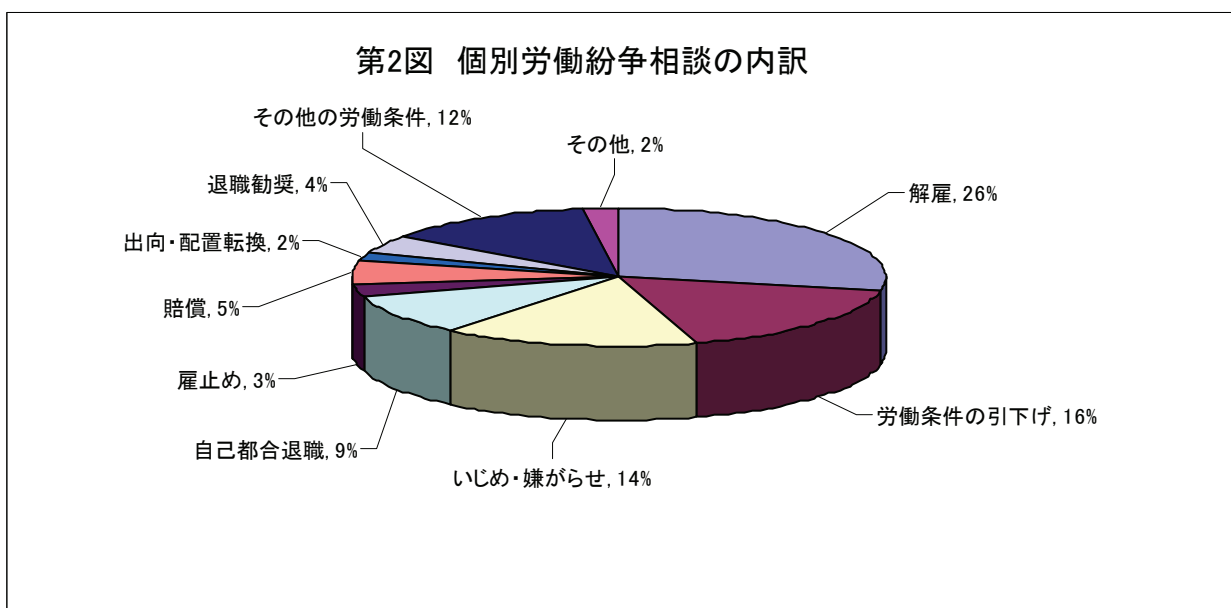


【総合労働相談の内容等】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 法令・制度の問い合わせ（法令の解釈や手続の問い合わせ） | 1,883件 |
| (2) 個別労働紛争（民事的トラブル） | 1,658件 |
| (3) 法施行事務（法違反に係る相談・行政指導の実施を望むもの） | 1,217件 |
| (4) その他（いずれにも該当しないもの） | 202件 |

2. 個別労働紛争相談の主な内容

- | | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| (1) 解雇関係 | 439件（全体の26% | 前年比21.3%増 |
| (2) 労働条件の引下げ（賃金等） | 258件（全体の16% | 前年比2.4%増 |
| (3) いじめ・嫌がらせ | 239件（全体の14% | 前年比37.4%増 |



3. 労働局長による「助言・指導」及び紛争調整委員会による「あっせん」の状況

(1) 助言・指導申し出 136件 (対前年比10件減、6.8%減)

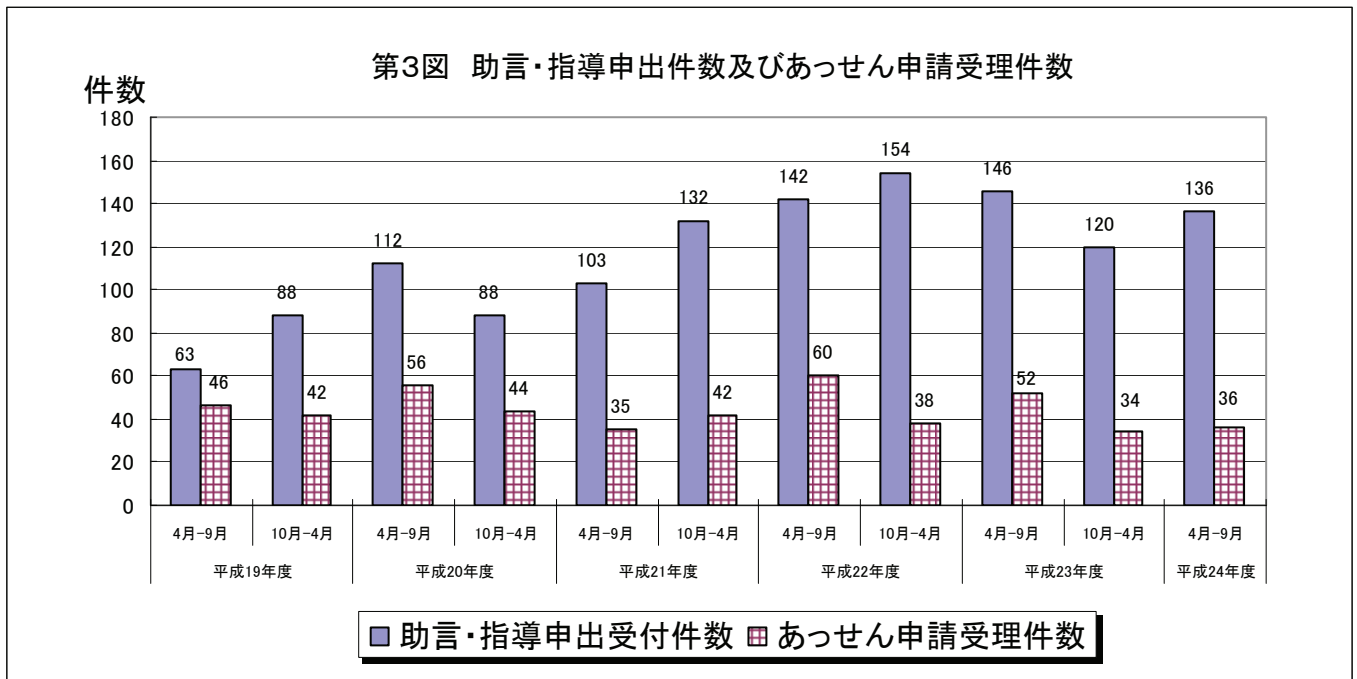
減少はしているが、高止まり傾向である。取り下げ等を除き、実際に助言・指導を実施した結果、129件の実施で80件が解決した(解決率62.0%)。

助言・指導の申し出内容としては解雇に関するものが40件と全体の29.4%を占めている。

(2) あっせん申請 36件 (対前年比16件減、30.8%減)

平成23年度下半期(34件)と同水準で推移している。あっせんの参加は任意であり(不参加の場合は打ち切りとなる)、実際に紛争当事者があっせんに参加してあっせんを開催したのは16件(前年度繰り越し分含む)で、15件が解決した(解決率93.7%)。前年度繰り越し分を含み上半期で処理した37件中15件の解決で、申請件数に対する解決率は40.5%であった。

あっせん申請の内容としては、いじめ・嫌がらせ等に対する補償を求めるものが一番多く10件、次いで解雇によるものが8件であった。



「助言・指導」・・・紛争当事者に対して問題点を指摘し、解決の方向性を示唆して最終的な解決に導くもの。

「あっせん」・・・当事者間に第三者(あっせん委員)が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、紛争当事者間の調整を行うことにより自主的な解決を促進するもの。